

# 甲斐市議会 まちづくり環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年12月12日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

## 出席委員（7名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	樋口孝之君
	安倍健治君		小澤重則君
	松井豊君		内藤久歳君
	藤原正夫君		

## 欠席委員（1名）

山坂賢太君

## 傍聴議員（4名）

議長	秋山照雄君		山本英君
	依田那津希君		若尾彰子君

## 説明のため出席した者の職氏名

環境産業部長	中込広人君	まちづくり 振興部長	小宮山尚君
公営企業部長	保坂義実君	環境森林課長	宮崎建君
産業創造課長	高須秀樹君	農政課長	小宮山佳浩君
建設課長	保坂俊和君	都市計画課長	久保欽一君
建築住宅課長	興石文明君	上下水道業務 課長	芳賀康貴君
上下水道工務 課長	中島茂樹君	自然環境係長	奥山正広君
産業創造係長	藤田充君	農業土木係長	深澤勇也君
農業委員会 庶務係長	三井賢治君	建設総務係長	櫻田隆樹君

まちづくり 推進係長	窪田友昭君	建築開発係長	小澤俊和君
上下水道総務 係長	藤井亮一君	経理徴収係長	八巻加奈君
上水道施設 係長	池田靖君	下水道施設 係長	八巻哲也君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	小林久美
書記	圓谷孝宏		

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

議案第91号 市道路線認定の件

議案第67号 峡北広域行政事務組合規約の変更の協議の件

議案第68号 中巨摩地区広域事務組合規約の変更の協議の件

##### 2 補正予算審査

議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

議案第85号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第87号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第88号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第86号 令和7年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）

##### 3 その他

開会 午前 9時25分

○書記（圓谷孝宏君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから、まちづくり環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

---

○委員長（金丸幸司君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これよりまちづくり環境常任委員会を開会いたします。

なお、山坂委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第91号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた映像がありますので、担当から説明の後、モニター画面に映像を流し、質疑を行います。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

保坂建設課長。

○建設課長（保坂俊和君） よろしくお願いいたします。

11月の常任委員会の市道路線認定の説明により、分かりづらい資料で大変申し訳ありませんでした。

このご指摘を受け、今定例会より市道路線認定詳細位置図を新たに資料としてご覧いただ

きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、建設課から議案第91号 市道路線認定の件につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書は86ページ、位置図につきましては議会資料の94ページから98ページになります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの案件を提出する理由でございます。

今回、認定をお願いする路線は5路線ですが、現地確認については11月17日に開催されました本常任委員会において4路線、路線番号427、428、429、430を既に確認していただいておりますので、本日は路線番号693、路線名、中耕地宅造5号線、議会資料の95ページに位置する1路線についてと、併せて、前回の常任委員会で分かりづらいつのご指摘をいただきましたので、96ページの詳細位置図にあります路線番号427、路線名、中嶋宅造1号線について、再度、録画映像による現場確認をお願いし、さきに確認していただいた路線と併せ、確認をお願いするものです。

確認していただく路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

なお、詳細につきましては、現地の映像をご覧になりながら担当から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

質疑については現地の映像を見た後に行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時38分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑等を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただけますようお願い申し上げます。

なお、本日は傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

それでは、現地の映像を踏まえ、委員のほうから質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 余計なことを聞いて申し訳ないんですけども、電柱が茶色になっていましたよね。あれ何か要望か何かで茶色になるとかそういうのは分かりますか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山まちづくり振興部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） こちら、通常であれば普通の色なんですけれども、こちらはどうもこの開発業者さんが、どうも東電さんと話をして、この区域の中に入る電柱に色をつけてくれというようなことで要望したらしいんですけども、それでここはそういう色になっているという話を聞いております。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 開発業者さんが要望して。地元じゃなくて。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） そうです。聞いている話だと、この開発を業者さんが、そういう、どうもハウスメーカーらしいんで、ちょっと会社名まではあれなんです、ハウスメーカーで、ここ一体的にそういう整備というか環境づくりということで色をつけてもらったというようなことを聞いております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の関連だけでも、そういう電柱の色に関しては、一般的にはコンクリートのああいう色が決まりというかあるんですけども、それは自由に、例えば赤にするとか、そういう規定というものはないのか。その辺のところ、どうなの。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） 私の経験の中では、色をつけたというのはやっぱりあります。

ただ、基準的に決まりがあるかどうかというのは、ちょっと今分からないですけども、例えば県なんかで、今あんまりないですけども、昔、ちょっと前は県の色といって、ガードレールとかも茶色系の色にしたんですけども、その中で電柱を確かしたという経緯があ

ります。

あと、昔、敷島で総合文化会館の周りを整備したときに、ちょっと電柱に色をつけたというようなのも記憶もございますので、ただ、それが基準で決まっているのかどうかというのは、ちょっと今ここじゃ分からないですけども、色をつけるということは今までにもございます。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そんなところも、今初めてそういうあれがあって、明確な基準というか、色何でもいいですよということであれば別にいろいろ言うことないけれども、景観の問題も出てくるじゃん。そういうことを開発する上において、どういった電柱のあれが、東電の関係とか、今、開発業者の関係とか、いろいろな絡みがあると思うんだけども、その辺もやっぱり確認をしておく必要があるんじゃないかなと今感じました。その辺のところ、また今後、そういった点も留意しながら、やっぱり市としても認識しておく必要があるんじゃないかなということを感じました。

そんなことで、今後のああいうことについては、ちゃんとした根拠に基づいて色をつけるということもやっぱり明確にしておくべきじゃないかなということも、自由じゃ自由でもいいしという部分も改めて感じたので、その辺もちょっと行政側としてもしっかりとした根拠を持っておくという必要があるんじゃないかなと思いましたので、今後そういった点についても留意してもらえればいいかなというふうに思います。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） 今のご指摘のとおり、やはり確認は必要だと思いますので、その基準があるか、まず確認させていただいて、あとは市としてどんなような指導をしていくかということも方向性を出させていただきたいと思います。

また、決まりがあるかにつきましては、また次回でもご報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時47分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

現地の映像等を踏まえ、委員より質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしまして、職員が一部退室いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時47分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第91号を終わります。

暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第67号 峡北広域行政事務組合規約の変更の協議の件及び議案第68号 中巨摩地区広域行政事務組合規約の変更の協議の件については関連がありますので、一括して議題といたします。

それでは、担当より一括で説明をお願いいたします。

宮崎環境森林課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） おはようございます。

環境森林課から峡北広域行政事務組合規約の変更の協議の件及び中巨摩地区広域事務組合規約の変更の協議の件につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案の8ページをお願いいたします。

議案第67号 峡北広域行政事務組合規約の変更の協議の件でございます。

提案理由につきましては、峡北広域行政事務組合規約を変更する協議につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由であります。

内容につきましては、本年10月開催のまちづくり環境常任委員会におきまして委員の皆様にご説明した内容と重複する部分もございますが、今般、峡北広域行政事務組合につきましては、新たなし尿処理施設を建設し、組合においてし尿等の処理を継続するという従来の方針から、令和8年度から本市の敷島・双葉地区及び韮崎市は中巨摩地区広域事務組合に、北杜市は市営のし尿処理場に、それぞれし尿等の処理を移行し、令和7年度末をもって峡北広域行政事務組合南部衛生センターでの処理を終了するという方針に正式に変更いたしました。

これに伴い、今後はし尿処理施設の解体等に伴う事務及び解体後の跡地の処分等に係る事務を行うこととなるため、これらを踏まえた規約の変更を行うものであります。

この規約は令和8年4月1日から施行となります。

また、経過措置といたしまして、この規約の施行の日前に受け入れたし尿及び浄化槽汚泥の処理については、なお従前の例によるものとなります。

続きまして、議会資料の4ページをお願いいたします。

規約の新旧対照表でございますが、第3条第4号中「建設及び維持運営に関する事務」を、「解体等に伴う事務」に改めます。

附則に次の1項を加えます。

第3項、組合は、第3条に規定するもののほか、当分の間、組合が設置したし尿処理施設の処分に関する事務を共同処理する。ただし、財産を処分する等の必要が生じた場合は、関係市（韮崎市、北杜市、甲斐市）と協議する。

以上が変更の内容でございます。

続きまして、議案の9ページをお願いいたします。

議案第68号 中巨摩地区広域事務組合理約の変更の協議の件でございます。

提案理由につきましては、中巨摩地区広域事務組合理約を変更する協議につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの案件を提出する理由であります。

内容につきましては、先ほどの説明と重複する部分もございますが、中巨摩地区広域事務組合において、令和8年度から韮崎市が構成市に加わること、また、本市の敷島・双葉地区、中央市の豊富地区及び韮崎市のし尿等を処理することが了承されたことから、これらを踏まえた規約の変更を行うものであります。

この規約は令和8年4月1日から施行となります。

続きまして、議会資料の5ページをご覧ください。

規約の新旧対照表でございますが、第2条中、中央市の次に「、韮崎市」を加えます。

第34条ただし書中「、甲斐市にあっては、旧竜王町に係るもの、中央市にあっては、旧玉穂町及び旧田富町に係るもの」を削り、同条第1号中、ごみ処理場の次に（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）を加え、同条第2号中、福祉センターの次に（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）を加え、同条第3号中、地区公園の次に（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）を加え、同条第4号中、勤労青年センターの次に（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）を加えます。

続けて、議会資料の6ページをご覧ください。

第5条第1項中「18人」を「19人」に改め、3人の次に「葦崎市1人」を加えます。

第6条第1項中「5人」を「6人」に改めます。

以上が変更の内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） し尿処理場の解体ですが、コンクリート構造物なども全部壊すのでしょうか、それとも埋めちゃうとか、その辺がちょっと分からない。

○委員長（金丸幸司君） 宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） お答えをいたします。

解体の具体的な内容につきましては、峡北広域行政事務組合において、これから具体的な検討に入るということで聞いておりますが、来年度以降、解体の設計を行うということで、その中でどのような解体の方法を取るかというところ、例えば埋まっている処理槽とかの関係を埋め戻すのかとか、そういう部分につきましてもこれから検討を行うということで聞いてございます。

以上でございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認だけけれども、し尿処理のあれというのは4月1日から全て、処理についてはこちらに全て移管されるという認識でいいですか。

○委員長（金丸幸司君） 宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） お答えいたします。

甲斐市のし尿処理につきましては、中巨摩広域のほうに完全に移行するということとなります。

ただ、1点補足させていただきますと、解体に向けまして、残っている残渣とかそういうものを処理する可能性がございますので、完全にストップというよりは、解体に向けて清掃とかそういったことは行うということで聞いております。

以上であります。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今から施設の解体処理とかそういうのをやっているんだけれども、完全に、いわゆる最終的な事務処理としては解散というか、そういう処理をしていくと思うんだけれども、大体、見通しとしては令和8年度中ぐらいに、その処理が2年ぐらいかかるのか、その辺の見通しはどうか。また、その費用負担、当然、関係市町村で負担すると思うんだけれども、その辺の見通しは何か今考えている。

○委員長（金丸幸司君） 宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） お答えいたします。

解体の工程、予定につきましては、峡北広域行政事務組合から聞いている情報ということにもなりますけれども、おっしゃられましたとおり、来年度、令和8年度が基本的に設計の段階、それから、9年、10年度にかけて2年間ぐらいで解体を行いたいということでスケジュールのほうは聞いてございます。

あとは、工事の関係、多少早まる可能性もあるかもしれませんが、最大2年程度ということで伺っております。

また、費用負担につきましては、今現在どのくらいかかるかというのがございまして、どこまで……

○委員（内藤久歳君） その設計。

○環境森林課長（宮崎 建君） その設計の答えによって額というのがまた決まってくるということで理解をしております。

以上でございます。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、その峡北広域の処理組合の中の財産というか、そういうものも当然あるかと思うんだけれども、そういうことを踏まえると、最後の処理をするに当たってその財産を充てるとか、財産はどのくらいあるの。難しいと思うんだけれども、何かあるはずなんだよね。

○委員長（金丸幸司君） 宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） お答えをいたします。

最初に申しあげました峡北広域行政事務組合の事務の中では、し尿処理以外のごみ処理だとか消防とかいろいろございますけれども、今回、案件といたしましては、し尿処理という

ことにまずはなろうかと思えます。し尿処理が峡北広域で終わった場合に、残るのが跡地というのがまずあるかと思えます。解体した後の跡地の利用につきましては、更地に戻すということが第一の目標ということで聞いてございますけれども、その後についてはどのように行うのか、あるいはそれも財産でございますので、どんなふう to 処理するのか、処分するのかというのは、今後の課題・検討内容かというふう to 理解をしております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、議案第67号についてを行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第67号を終わります。

次に、議案第68号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第68号を終わります。

これで、条例等審査を終了いたします。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、一括で説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのようにいたします。

議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）、議案第85号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第86号 令和7年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）、議案第87号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第88号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括として議題といたします。

初めに、議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）についてを行います。

初めに、環境森林課より4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いいたします。

宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） 引き続き環境森林課から補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算説明書にて説明をさせていただきますので、補正予算説明書の30、31ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項……

○委員長（金丸幸司君） ちょっと待って。

準備できましたか、補正予算。

〔「できました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） いいですか。

じゃ、お願いします。

○環境森林課長（宮崎 建君） ありがとうございます。

改めまして、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、ナンバー18猫不妊去勢手術費助成事業につきまして、予算の財源更正をさせていただくものでございます。

内容につきましては、市民の方から猫等の保護活動に活用してほしいとの趣旨により10万円の寄附をいただきましたので、当該事業に係る予算の財源に充当させていただくため、その他財源として10万円を増額し、一般財源を10万円減額する財源更正を行うものでございます。

以上で、環境森林課の12月補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、農政課より6款農林水産業費、1項農業費について説明をお願いいたします。

小宮山農政課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） お疲れさまです。

農政課関係の12月補正の内容について説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算説明書の30、31ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、31ページの説明欄、ナンバー017農地集積・集約化対策事業につきましては、1,302万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、今年度に荒廃農地を農地として利用できるようにするための雑木伐

採・伐根等を行う整備工事を3件予定しておりましたが、事業計画の変更や地権者の都合によりまして、3件とも施工しないこととなったため、14節の工事請負費1,304万円の皆減をお願いするものであります。

詳細になりますが、1件は牛句地内における合計面積約300アールの農地で、参入予定の農業法人で事業計画の変更があり、その法人で農地を整備することとなったためと、もう2件は亀沢地内と岩森地内の、面積は両方とも13アールの農地で、いずれも地権者の都合で貸してもらえなくなったためであります。

また、22節償還金、利子及び割引料につきましては、農地中間管理機構に貸し付けた農地所有者に対して協力金を交付する耕作者集積協力金交付事業というものがありまして、平成30年度に貸借契約を締結し、協力金を交付した事案の対象農地の一部が、このたび合意解約されたことによりまして、10年以上の貸付要件を満たさなくなりました。そのために返還金が生じることとなりましたので、償還金1万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、5目農地費、ナンバー003県営土地改良事業につきましては、1,139万円の増額補正をお願いするものであります。

補正額の財源内訳は、地方債の公共事業等債800万円、地域活性化事業債220万円、残りは一般財源であります。

内容につきましては、茅ヶ岳東部広域農道整備事業の事業内容変更に伴う負担金の増額補正をお願いするものであります。

以上が、農政課関係の12月補正予算の内容となります。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最初に説明のあった牛句地内ですが、ちょっと場所を確認したいんですが。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） 場所につきましては、矢木羽湖の東側の農地一体になります。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） あそこの農地をブドウにするというような話は聞いていたんですが、それが進んでいないということでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） お答えします。

ブドウ栽培の計画がなくなるというか、進んでいないというわけではなくて、当初にあそこの一帯を一遍に整備するというので計画をしておりましたが、その農業参入法人のほうで年次計画で行うということになって、それでしたら自己負担でやるというふうな計画の変更の内容でありますので、ご了解をお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 農業委員に聞いたところ、何か計画が頓挫したような言い方もしていたんだけど、分割してやっていくということの理解でいいんですか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） そのとおりであります。

○委員長（金丸幸司君） そのほか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の関連ですけれども、今の3件の方から中止にするということで、今、松井委員の関連ですけれども、牛句のほうは300アールで、その後の亀沢の2件が13幾つとか何とかで、かなり、その人たちが自己負担をするということで中止となったということの理解でいいということですよ。もう一度確認です。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） お答えします。

まず、牛句地内の矢木羽湖東側の300アール、約3万平米につきましては、事業が中止というわけではなくて、一遍に伐根等の整備をするということがなくなって、自己負担で草刈りとか支障となる木とかを自分たちでやっていくという計画に変更になったということになります。

ほかの2件につきましては、それぞれ約13アールの農地と説明させていただきましたが、約1,300平米ぐらい、そのそれぞれの農地を地権者が、当初は貸していただけという見込みで整備をする予算計上したんですがこちらのほうにつきましては、やはり貸してくれなくなってしまったということで、そちらのほうは今のところ中止というふうになってしまったということで、ご理解をお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 説明ありがとうございました。大体、3件のところのも中止ということとは分かりましたけれども、大体、牛句も亀沢の2件の13アール、13アールの人も、大体同じような形の内容でいい、別々じゃなくて、同じような内容の自分でやるという、そういう形でいいということだね。そこのところ、ちょっとお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） すみません。

牛句の一番大きい300アールの農地は自分で自己負担でやると、ただ、ほかの2件、小さい面積2つの案件につきましては、貸してくれなくなったということで、今のところやらなくなった、中止ということです。それでご理解をお願いします。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そもそも、この事業の、農地集積・集約化事業という、これはその目的というかそういうものは、いわゆる農業生産とかいろいろなものを集めて効率化というかそういうことをやる、これ、もともとこの事業をやること自体は、主導というか、それはどこがやっているの、県がやっているの、市がやっている、どっち。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） こちらの事業につきましては、全て県の補助金が出るものであります。市の財源を使うことはなく、工事費のかかった分、今まで100%県の補助でありますので、主導ということになると県が定めているものになります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ここに繰出金が440万とあるじゃん、これ、違う。ごめんなさい。間違えた。ここに今の繰出金440万というのがあるけれども、これは違うの。

[発言する者あり]

○委員長（金丸幸司君） これは違います。

○委員（内藤久歳君） 違うのか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） そちらにつきましては、農政課では農業集落排水事業のほうな

ので、今回の農政課の所管ではないので、ご理解をお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、これは本来ならばやるべきことが、そういった個人の都合でやらなくなっちゃったということで、これの窓口とかそういうのは、当然、県から予算をもらってやるということに関しては市も絡んでくるわけじゃんね。その辺のところは、市がどうやってこの事業に関わっていくのかと、その辺はどうなった。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） この事業の流れですけれども、耕作放棄地等があって、そこを利用したいという希望者がまずいたとしましたら、もちろん市の窓口で受付をします。この場所は見込みがありますかと、地権者の了解は得ていますかと、そういうやり取りをした上で、次年度のほうに予算計上するものであります。

県におきましても、事前にこういう案件があるよと打合せをして、県のほうでも予算を確保していただくと、そういう事務を今のところ行っています。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、これは今、大きな目的は、耕作放棄地とかそういうところに対する事業ということだよ。それに対して市も、市の農業者に関してこういった土地を有効活用するための情報提供というか、その辺はどういう格好でやっているわけ。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） つい先日も開催したんですけれども、農地を持っている方に対しての相談会というのをこの間も開いたところでもあります。そういうところでもそういうお話があれば紹介していますし、常に窓口にも、あるいは電話等でそういう問合せも年に数件あります。そういう方々にこういう事業があるよということで紹介をさせていただいています。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開します。続いて、都市計画課より8款土木費、4項都市計画費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） お疲れさまです。

都市計画課から補正予算及び繰越明許費の内容を説明させていただきます。

補正予算説明書の32、33ページをお願いします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、補正額2億9,708万7,000円の増額をお願いするもので、財源につきましては全て一般財源でございます。

内容につきましては、ナンバー011都市計画諸費に、竜王駅北口駅前広場隣接農地の購入に係る経費を計上するものであります。

11節役務費の6万円につきましては契約に伴う収入印紙代で、12節委託料の766万7,000円につきましては用地測量業務委託に係る経費及び物件補償調査業務委託に係る経費であります。16節公有財産購入費は2億7,376万円で、購入対象となる土地13筆の購入経費であります。21節補償、補填及び賠償金の1,560万円につきましては、建物や工作物、立木に係る補償、また、移転雑費などの経費であります。

なお、今回計上させていただいた予算につきましては、年度内での執行が見込まれないため、予算の繰越しが必要となり、併せて繰越明許をお願いするものであります。

補正予算説明書の38ページをお願いいたします。

表の2段目でございますが、8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、繰越明許費につきましては、今回、補正予算をお願いしました全額2億9,708万7,000円であります。

以上で補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、建築住宅課より8款土木費、5項住宅費について説明をお願いいたします。

興石建築住宅課長。

○建築住宅課長（興石文明君） お疲れさまです。

建築住宅課より12月補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算説明書の32ページ、33ページ下段をお願いいたします。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、002住宅施策推進事業につきまして400万円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は一般財源でございます。

補正額400万円の内容につきましては、空き家対策促進事業の空き家バンクリフォーム補助金の増額で、当初予算で2件分200万円を計上し、9月に3件分300万円を増額させていただきまして、現在4件の交付決定と1件の申請待ちの状況になっております。また、これ以外に4件の相談が寄せられておりますので、年度末までに不足が見込まれるため、追加で4件分の400万円を増額するものでございます。

以上が建築住宅課の補正予算の内容であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 確認です。

今のこの400万、2件分ということですかということですか……

4件分、そのほかに、年度内に予想されるのがあと4件ということですか。また、この中に入っていないけれども、そこのところお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○建築住宅課長（興石文明君） お答えいたします。

当初予算と9月の補正で5件分500万円計上しておりました。このうち4件は既に交付決定をしまして、残りの1件が申請待ちという状況になっております。これ以外に、新たに4件相談が来ておりますので、その分を400万円増額するという内容でございます。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。承知しました。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 非常に人気のある事業じゃないかなと思うんだよね。補正を2回もするなんてことは。

一応、交付決定する中で、当然いろいろな審査があると思うんだけど、具体的な審査はどのような審査をして決定するの。

○委員長（金丸幸司君） 守屋空家対策・住宅係長。

○空家対策・住宅係長（守屋裕之君） お答えします。

審査になりますけれども、まず、所有者の方から申請書をいただきます。申請書をいただいて、そのときに不動産屋さん等が確認をして、間取りなどの書類を検査をして、それで合致したものが空き家バンクに登録されているんですけども、補助金になりますので、工事費、外構以外のものに該当するかどうかを審査して、決定のほうを出すような形になります。以上になります。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、その決定条件として空き家バンクに登録しなきゃ駄目ということなの。そういうことなの。

○委員長（金丸幸司君） 守屋係長。

○空家対策・住宅係長（守屋裕之君） そのとおりになります。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、上下水道業務課、上下水道工務課より6款農林水産業費、1項農業費及び8款土木費、4項都市計画費について、一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） お疲れさまです。

それでは、上下水道業務課及び工務課が所管いたします農業集落排水事業特別会計及び下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算説明書の30ページ、31ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、右側説明欄の20農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、補正額440万円を増額するもので、財源につきましては全て一般財源であります。

詳細につきましては、この後の農業集落排水事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

次に、補正予算説明書の32、33ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費、右側説明欄の1下水道事業会計繰出金につきましては、補正額308万6,000円を増額するもので、財源につきましては全て一般財源であります。

詳細につきましては、この後の下水道事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第81号を終わります。

続いて、議案第85号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
についてを行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） それでは、農業集落排水事業特別会計補正予算について、  
ご説明させていただきます。

議案書77ページをお願いいたします。

議案第85号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を  
歳入歳出それぞれ3,155万7,000円とするものであります。

それでは、補正予算説明書の80、81ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、440万円の追加をお願いする  
ものであります。

次に、補正予算説明書の82、83ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、440万円の追加をお願い  
するものであります。

なお、財源内訳のその他は一般会計繰入金であります。

右側の説明欄、001農業集落排水施設維持管理事業440万円の増額につきましては、施設保守点検業者による定期点検時に判明しました動作異常に伴う自動制御装置交換工事及び動作異常の原因の一つである機械室における温度上昇を抑制するための空調設備工事を早急に実施する必要があることから、本定例会において増額補正をお願いするものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明ですと、空調施設、機械関係ということですよ。これを点検したところ、早急にやることがあるということなのですからけれども、でも、このところは、もう毎年毎年そういう点検はしていると思うんですけれども、その前にはちょっとそういうことが気がつかなかったですか。突発的にあったのかどうか。分かる範囲でいいです。

○委員長（金丸幸司君） 八巻下水道施設係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

こちらにつきましては、年間で業者のほうに管理の委託をしております。その中で、週に1回点検のほうをしておるんですが、10月の点検時に初めてその辺のところ故障したということが見受けられましたので、そこで初めて事態が把握できたという状況になっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

これはもう早急に、今回補正をして、この年度内中には仕上げるというか工事終了という形になると思うんですが、今後というか、この場合はもうちょっと、週に1回点検しているのであれば、もうちょっとその業者にも細かくやってほしいという、これは議会からの要望というようにしてほしいんですけれども、この工事についてはすぐ取っかかるということですか。お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

業者のほうには、より一層、点検のほうの指導のほうはさせていただきます。

工事につきましては、早急に発注をして、あとは納期等もございますので、なるべく早めに工事のほう完了するように考えております。

以上です。

○委員（藤原正夫君） いいです。

○委員長（金丸幸司君） 大丈夫ですか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第85号を終わります。

続いて、議案第87号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）についてを行います。

支出について、担当より説明をお願いいたします。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） それでは、水道事業会計補正予算について説明させていただきます。

議案書82ページをお願いいたします。

議案第87号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

説明につきましては、別冊の令和7年度公営企業会計補正予算説明書4ページ、5ページの令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

それでは、今回の補正予算につきましては、水道料金などの収入で賄うため、支出のみの補正となります。

支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の補償費につきましては、東京電力の電柱移設に伴う補償費としまして200万1,000円を増額するものがあります。

内容といたしましては、竜王地区で実施しております片瀬増圧ポンプ場場内整備工事に関連いたしまして、構造物設置に支障となる転石が確認され、構造物設置位置変更に伴い、電柱の移設が必要となったため、東京電力の電柱の移設の補償金の増額補正をお願いするものがあります。

なお、公営企業会計補正予算説明書の6ページ以降の予定キャッシュフロー計算書並びに予定貸借対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 東電の電柱が妨げになるということで移設ということなんだけれども、これ場所どこだ。あそこのドラゴンパークのところ、赤坂公園のところ。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） ドラゴンパークの西側に片瀬配水場があるんですけども、その道路側に、今、増圧ポンプ場の施設を建設させていただきます。そこに一般の民家もありまして、市道で入り口があるんですけども、その角に建っている東電の電柱、その部分の電柱が支障になるということで、今回移設を東電にお願いしているものとなります。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） こうすると、市がこういうあれをつくったじゃん。それによって道が妨げになるというあれをつくっちゃったから、そういう意味合いの移設ということ。どういう移設の目的というか、どういうわけでその電柱を移設しなきゃならん状況になっちゃったの。

○委員長（金丸幸司君） 池田上水道施設係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えします。

現在、片瀬増圧ポンプ場の場内工事ということで、施設の敷地内から出る雨水の排水路とか、あと、増圧ポンプ場を囲うフェンス等の場内整備の工事を行っておりますが、そちらに関係する水路、フェンスなどを設置するラインに転石が生じてしまったものですから、それに合わせて電柱の移設を行うところでございます。

以上です。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第87号を終わります。

続いて、議案第88号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを行います。

収入、支出一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） それでは、下水道事業会計補正予算について、ご説明させていただきます。

議案書83ページをお願いします。

議案第88号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

説明につきましては、別冊令和7年度公営企業会計補正予算説明書12ページ、13ページ

の令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算実施計画で説明させていただきます。

初めに、収入であります。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金につきましては、308万6,000円の増額をお願いするものであります。

内容といたしましては、不足額が生じた償還利子について、一般会計繰入金の増額補正をお願いするものであります。

次に、支出であります。

1款下水道事業費用、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、308万6,000円の増額をお願いするものであります。

内容といたしましては、令和6年度に借り入れました下水道事業債の令和7年度分の償還利子について、当初予算作成時に見積もっていた利率よりも実際借入れ時の利率が高くなったことにより不足額が生じたため、下水道事業債償還利子の増額補正をお願いするものであります。

なお、公営企業会計補正予算説明書14ページ、予定キャッシュフロー計算書と16、17ページの予定貸借対照表につきましては、説明は省略させていただきます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、利率が上がった分というんだけど、どれぐらい上がったの。

○委員長（金丸幸司君） 藤井上下水道総務係長。

○上下水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

3種類借りる予定でございまして、それが大体、3種類が1.2%から1.8%だったので、こちらのほうでは2%で見積もっていたんですけども、2.5%のものもあれば2.3%のものもあつたりしまして、借りる金額自体が4億5,000万ありますので、そのちょっとした違いでもすごく金額が出てしましまして、それで補正をお願いすることになりました。

以上です。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第88号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、議案第86号 令和7年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてを行います。

繰越明許費について、担当より説明をお願いいたします。

高須産業創造課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） それでは、産業創造課から議案第86号 令和7年度甲斐市宅地開発事業特別会計の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書85ページをお願いいたします。

1款宅地開発費、1項宅地開発費、2目下今井地区開発事業費の繰越明許をお願いするも

のであります。

繰越明許費 2億7,330万円につきましては、拡張整備を行っております下今井地区拠点工業団地内におきまして、令和6年8月の集中豪雨により浸水被害が発生したことを受け、設計に水害対策を反映させるための変更及び期間を延長し、実施をしておりますが、このたび、造成工事に係る関係機関との調整や各種法令手続の完了にめどがついたことから、年度内の工事着工に向け、事業を進めているところであります。

しかしながら、年度内の完成が見込めないため、工事請負費及び登記委託費等を繰越しをさせていただくものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これについては、一応、繰越明許するんだけど、事業そのものは順調に進んでいるという認識でいいですか。

○委員長（金丸幸司君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） こちらにつきましては、事業につきましては土地の購入も終わっております。年度内着工で、来年度には完成を目指しております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第86号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

引き続き、その他に入ります。

委員よりその他、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、まちづくり環境常任委員会を閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時58分